

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁸〕所得税・個人住民税関係

ふるさと納税制度について

Q ふるさと納税制度の概要と控除額の計算について教えてください。

A 「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申

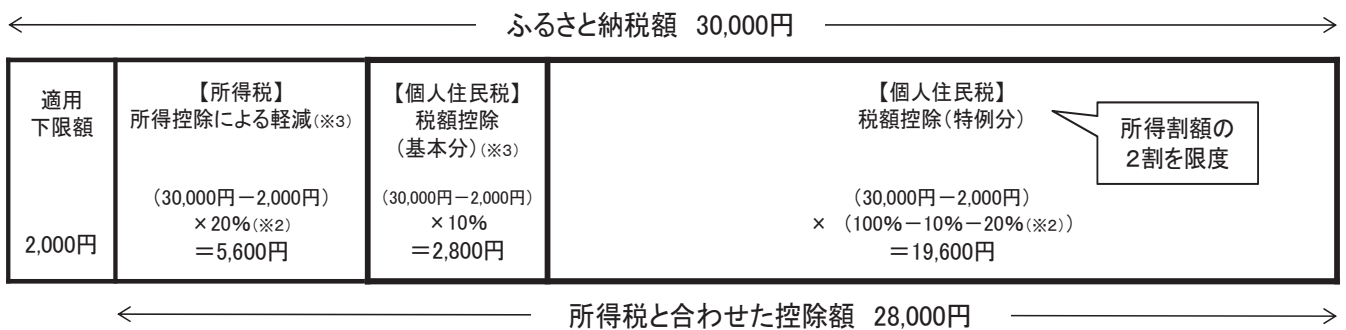
告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使途を見た上で、応援したい自治体を選んでください。特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が使途を選択できるようになっている自治体もあります。

制度の概要

- ▶ 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。（例：年収700万円の給与所得者（夫婦なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）
- ▶ 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- ▶ 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

平成27年4月1日以後に都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）を行った場合、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納

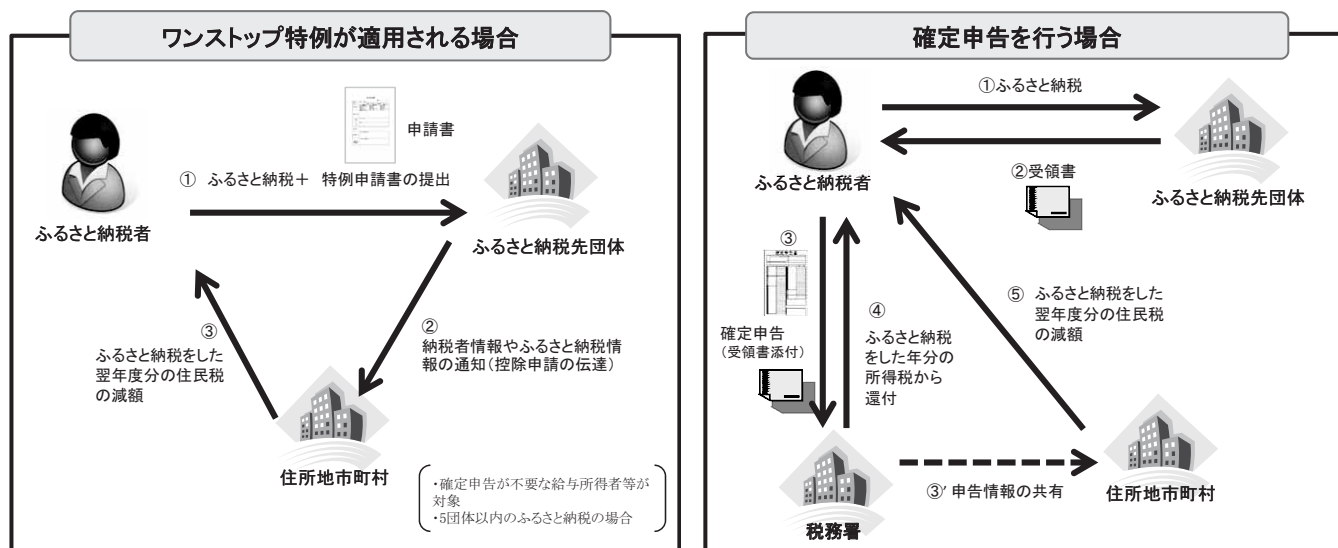
税先が5団体以内の場合に限り、これらの団体に申請することにより確定申告不要でふるさと納税の寄附金控除を受けることができます。

詳しくは、ふるさと納税先又はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

なお、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず、確定申告を行う方（医療費控除や雑損控除を受け

るなどのために確定申告をする方などを含みます。）がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

（地法314の7、地方附則7、7の2、7の3）



(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)

松本法人会
部会紹介
シリーズ

第30回 **行ってきました! 本庄部会**

様々な地域活動が行われています♪

今回ご紹介する本庄部会は、松本駅の南東に位置する本庄地区と、その南に位置する庄内地区により構成されています。両地区につく「庄」の字の由来は、平安時代にあった朝廷の荘園「捧（ささげ）の庄」にあるといわれています。隣接する東部部会エリアから流れる薄川は、春には桜が美しく咲き、夏には花火大会で大勢の人々を楽しませています。また、懐かしいところではドラマ「白線流し」の名シーンの舞台となった川としても有名です。

今回表紙でご紹介させていただいたのは、両地区を含む松本市第二地区子ども育成会の主催「子ども会 夏フェス」という活動の一環として実施された職場見学会です。「働く人から学ぼう」というテーマのもと地区内にございます相澤病院を訪れ、地域医療の担い手である当病院で、医療現場では毎日どんなことが起きているのか、どのよう

な人が働いているのかなどを、直に子ども達に触れて勉強してもらいました。当日は救急医療の現場や救急車、またCTスキャンやMRIの機器、屋上のヘリポートなどを見学、普段見ることの出来ない場所にも行かせていただき、子ども達の目がキラキラと輝いていたのが非常に印象的でした。こうした経験をきっかけに将来地域医療の担い手を目指す子どももきっと現れることでしょう。

(北原修編集委員)

本庄部会
該当エリア：松本市本庄、庄内地区
会員数：87社
部会長：市川興一氏（株シンケン）
部会長より：会員企業の皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。